

令和6年度第1回福島県自立支援協議会

日 時 令和6年10月31日(木) 13:30~16:25

場 所 福島県庁 本庁舎5階 正庁

出席者 委員8名、専門部会長5名、災害対策課1名
オブザーバー5名、事務局13名

〈 次 第 〉

1 開 会

2 挨拶(福島県保健福祉部障がい福祉課長)

3 議 題

- (1) 第5次福島県障がい者計画の実施状況について
- (2) 第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画の実施状況について
- (3) 福島県自立支援協議会各部会及び各圏域活動状況について
- (4) 自立支援協議会(運営委員会)における協議事項の検討・調整方法について
- (5) 自立支援協議会における協議事項について
協議事項1「医療的ケア児の支援体制について」
協議事項2「双葉郡からの避難住民への相談支援体制について」
- (6) その他
 - ①福島県災害ケースマネジメント推進事業について
 - ②障がい児者施設危機対応強化支援事業について

4 閉 会

〈 議 事 〉

- (1) 第5次福島県障がい者計画の実施状況について
- (2) 第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画の実施状況について
(1)、(2)ともに資料の配布を持って説明に代えた。

【主な意見等】

- 計画をもとに部会で活動をして頂けるといい。
- 地域移行に関して、地域移行が伸びていないが、その一方で施設入所者数の方は計画目標がほぼ達成されている。この現状を踏まえ、ピアサポーターや実際に地域に住んでいるロールモデルの人を中心に入所中の方につなげていくようなキャラバン隊のような仕組みをつくれぬか。
- 施設待機者が多くいる。施設に入るのではなく、待機者を対象に施設入所以外の在宅で支える仕組みはできないのかを検討してみてもどうか。

○災害時に関しては、家族、本人に関わっている相談員やケアマネジャーも参加できる支援体制の仕組みをつくっていく必要がある。

○避難所確保の件もバリアフリーが必要な方、障害のある方も避難所に行かないといけない。ぜひ災害部会を立ち上げることを検討して欲しい。

○差別解消について、民間に義務化された。行政はかなり前からやっていたが、行政でもばらつきがあり、情報が統一されてない。県の差別解消法の研修をモデルにして、それを市町村に落とししていくという仕組みをつくれないうか。

○行政だけではなく、教育の中でも支援が必要な子どもに対して、配慮しながら計画を作っていくことになっている。まず障がいの有無にかかわらず、地域の学校で学べるような合理的配慮をしていただき、共に学ぶ場を考えていただきたい。

○点字図書館で点訳音訳奉仕員の養成講座をやっているが、年々応募者が少なくなってきた。読書バリアフリー法とかアクセサビリティコミュニケーション施策推進法など法律が施行されているが、福島県における点訳音訳奉仕員の数は、だんだん減っている。これは福島県に限ったことではなく、全国的なこと。ボランティアの高齢化もある。

○補装具の給付について、視覚障害者の中には拡大読書器という機械を使用している方がいる。拡大読書器は全部輸入のため、円高ドル安の影響を直接受ける。補助金額が昔のままであるため、自己負担額がどんどん増えている。白杖も同じく自己負担額が増えている。補助額が少しでも多くなるような働きかけに御協力願いたい。

○喀痰吸引器は呼吸器障害の方が対象となっており、肢体不自由の方も意見書があれば大部分の市町村は支給しているが、市町村によってばらつきがある。転出先の市町村では支給してもらえなかったという話も聞く。条件等を見直していただけるとありがたい。

○障害者スポーツについて、視覚障がい者は障がい者の中の6%~7%と少数。視覚障がい者のスポーツである、サウンドテーブルテニスやグランドソフトボール競技等は、指導者が育っていない。視覚障がい者スポーツの振興を図りたい。

○日常生活自立支援事業、あんしんサポートについて、私のいる市ではあんしんサポートを使うために1年待ちで、あんしんサポートがすぐには使えない。地域差があり、足りている市町村と順番待ちで1年待つというところがある。そうした現状調査を行い、なるべく待たずに利用できるようにしていただきたい。

⇒【自立支援協議会長】

・1年待ちの理由も人材不足。市民後見人を支援員として有償ボランティアで使うというような取組をしている地区も増えている。後見人の支援員にボランティアとして従事してもらい市民後見人にソフトランディングしてもらおうという市町村もある。

○成年後見制度の利用促進体制整備の支援ということで、福島県社会福祉士会で受託を

している。よく話題になるのが、報酬助成。申立費用の助成を首長申立てでないと受けられないという市町村がある。県には、規定を改正して首長申立てでなくても報酬助成できるように市町村に指導・助言していただきたい。

⇒【自立支援協議会長】

- ・権利擁護は非常に大切。市町村では、成年後見制度の利用支援事業の規定はあるが、使ったことがないという職員もいる。県のアドバイス、指導等もお願いしたい。

○児童の放課後等の対策について、放課後児童クラブなどで障がい児の受入を推進しているが、主に知的障がい、情緒障がいがある児童が多い。他にも弱視、視覚障がいや難聴など障がいがありながら通常学習できるお子さんもいる。その子ども達が特別支援学校、特別支援学級が終わった後、家庭ではないところで過ごせる環境があるといい。幅広く障がい種に対応できるようなものを各地域に少しずつ広げていただきたい。

○県の高齢者の成年後見アドバイザー派遣事業で、今後後見人をつける可能性があるとして、障がい者の虐待ケースに弁護士、社会福祉士の専門職の派遣を受け助言いただいた。虐待防止対応に当たり、専門家の適切な指導をいただけることはありがたい。是非、障がい分野でも虐待防止に関する専門職派遣事業の創設を検討いただきたい。

(3) 福島県自立支援協議会各部会及び各圏域活動状況について

【地域生活支援部会への主な意見等】

○入所施設からの地域移行について、私の法人では入所施設が3箇所あり、利用者に地域移行の話や体験の機会を作っている。利用者の平均年齢が50代後半になっており、施設での生活が長くなっている。障がい施設から出てしまうと介護保険適用となり、上手くいかなかったときに戻れる場所がない。

⇒【地域生活支援部会長】

- ・グループホーム等での体験を使いながら地域に出るという経験をしてもらい、本人の意思が尊重されるようになるといい。知的障がい者は地域に出たいと表現することが難しい場合がある。意思を汲み取る研修会が始まっているが、本人の意思確認をしながら地域移行をしていくことが大事。施設に戻りたくても戻れないことが本人にとっては不安。失敗しても経験できる（戻れる）体制があると安心して取組めると思う。

- ・通所施設の利用者は、親亡き後が一番の課題。また、親の高齢化で車の運転ができなくなり送迎ができなくなり、課題となっている。

- ・有償ボランティアのマッチングサービスを福島県でも立ち上げたいと思っている。登録制で地域を支えるサポーター、有償ボランティアが資格を持っている、いないに関わらず、入浴サービスなど障がいの有る方にサポートする仕組みを作りたい。

○民間賃貸住宅を借りるときに、今は保証人ではなく保証協会を通して物件を借りることがメインになっている。障害者というだけで審査が通らない場合もある。

仮に審査が通っても緊急連絡先は必ず書かなければならず、誰も緊急連絡先になる人がいないということで、現場で困ることがある。

⇒【自立支援協議会長】

- ・保証人のいない方については、居住支援法人が受けている。東京の法人で福島県内でも支援活動をしているところもある。国土交通省のホームページに掲載されている。

○精神病院からの地域生活移行支援の検討、精神保健福祉法の改正の中、入院者訪問支援事業を県で整備していくことになっている。ピアの方の活躍の場というところも含めて、検討頂けるといい。その辺の進捗状況を伺いたい。

⇒【事務局（障がい福祉課）】

- ・係機関と協議を進めているところである。

【子ども部会への主な意見等】

○強度行動障がいの方の支援体制について、国の中核的支援人材養成研修に県内からも参加しているが、中核的支援人材を支援する広域的支援人材について、福島県では考えているのか。

⇒【子ども部会長】

- ・中核的支援人材の養成研修は、今年度からスタートした。広域的人材研修はまだ国研が始まっていない。現在、中核的支援人材研修に受講者2名、サブトレーナー1名の3名が研修を受けている。今後広域的支援人材となり得る、地域支援マネージャー、発達障害者支援センター等とも連携して検討していきたい。

【就労支援部会への主な意見等】

○うちの法人には、就労Aに行っていた精神障がいや発達障がいのある方たちが、今はヘルパーとして働いている。出来ること出来ないことが分かれば働ける。サポーターと一緒にサポートしながら、どんな工夫をすればいいのか定期的に見ながらやっている。そういった面ももう少し広げていくといい。

○就労支援、一般高校との連携強化をお願いしたい。支援を受ける学生が皆、障がい受容し先に行けるかというとなかなか難しい。自分の希望と障がい福祉制度がマッチングすることが難しく、学校の支援も難しい。結局は卒業して行き先がなくなってしまう。本人と親、学校をつなげた上で相談支援につながり相互理解を進められるようお願いしたい。

(4) 福島県自立支援協議の運営委員会における協議事項の検討調整方法について
質疑等なし。

(5) 自立支援協議会における協議事項

①協議事項1「医療的ケア児の支援体制について」

意見等なし。

【自立支援協議会長】

医ケア児のレスパイト、なかなか解決策が見いだせていない状況。好事例等があれば共有をお願いしたい。

②協議事項2「双葉郡から避難準備への相談支援体制について」

【主な意見等】

○例えば放射能の子どもたちの定期的な状況確認チェックのようなものを利用して、心のケアのような状況確認ができないか。各市町村の社会福祉協議会や保健所と連携したり、災害における心の相談窓口ということ掲げていくのはどうか。

○相談支援アドバイザーだけの問題ではない。全体としての精神的なサポートを福島県としてどのようにしていくのかというところが大切だと思う。

⇒【自立支援協議会長】

・今ある支援をつなぎ合わせながら、少し工夫できないか。チェック表と心のケアをつなぐ、旧来からやっている社協や保健所との連携など。教育分野での関連で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからつないで頂くなど今あるものを機能させないといけない。相談支援アドバイザーの受け手を探すという話もあったが、是非地域でつなぎ、こうした事業があるということをもう一度共有して欲しい。

・今すぐ解決策が出てくるわけではない。地域の中でどう連携できるのか、対応できるのか、関係団体と専門家と情報共有しながら、事務局にアイデアを寄せていただきたい。

(5) 議題6 その他

①福島県災害ケースマネジメント推進事業について

資料11に基づき、災害対策課より説明。

【主な意見等】

○地域で地域防災計画を立てたり、ローカル的な協議体の関係性はどうなるのか。

⇒【災害対策課】

・市町村地域防災計画は、各地で地区防災計画を実際に作っている。今、県のほうでも地区防災計画の策定を支援する取組を行っている。その中で、地域防災計画をつくる際に、地区にいる要配慮者をどう知って支援していくかについて、しっかり話し合える機会、そして実際に図上訓練などを通してシミュレーションして考えるような機会を現在県内の各地域で行っている。

・実際に災害ケースマネジメント体制ができれば、民生指導員など地域にある機関ともしっかり連携したい。

○様々な事例があるが、マニュアルにどのくらい障がいの事例が入っているのか。
特にマニュアルを作成するに当たっては、どれだけ当事者の意見を聞く場を設けていたのか、専門職の集まりは結構固まっているので上手くいくが、実際にそれを利用する当事者が使いつらいということが結構ある。できれば、作成の段階から当事者も一緒に交えてやっていただけると良いマニュアルになっていくと思う。

⇒【災害対策課】

・事例集は、今まさに作成の途中。現在、実際に各市町村や社会福祉協議会に事例収集をした段階。当事者への直接的なヒアリングは行っていない。どちらかという対応に当たられた方に事例を収集している。ケース数は、障がいのある方だと大雨災害で床上浸水したときに濡れた障がいのある方がいたとの事例は伺っているが、数件である。

○障がいの方は要援護者リストに載っていてもネットワークが弱いので、実際は事が起きてから困ったという声が出されることが多い。視覚障がいの方、聴覚障がいの方と話す情報が無い、どこに逃げたらいいのかわからない、声も掛けてもらえない、反対方向に逃げていた、相談できる窓口がない、Faxが詰まってしまって困ったなどの情報があるが、行政がそれを把握していないという現状がある。当事者は情報を沢山把握しているので、できればそうした場を設けていただけるといい。せっかく県の差別解消の委員に当事者団体が入っているので、県と防災がリンクしていくとまたいろいろなことがそのマニュアルに入るのではないか。ぜひ検討をお願いしたいと思う。

⇒【災害対策課】

・今回の災害ケースマネジメントの会議体には、弁護士団体とか社会福祉協議会など。様々なケースがあると思うが、手引きは1回つくって終わりではなく、これは毎年度、この会議体で実際に研修を行ったりする以外にも全体の中に検討会を設ける。その中で実際に手引きのブラッシュアップ、アップデートを行っていききたい。

○福祉避難所の設置について、例えば、飯坂町に住んでる人が福島の森合の保健福祉センターの福祉避難所に集まりなさいと言われても交通が寸断されていて行けない。少しきめ細かに福祉避難所を作っていただきたい。

⇒【災害対策課】

・福祉避難所については、担当所管は保健福祉総務課になるが、福祉避難所は一般避難所に比べても数が少ない。充実させる必要があると考えている。実際に一般避難所の中でも一般の避難者の避難場所エリアと福祉避難エリアを分ける使い方もある。地域の要望に合った形で地域に合ったものをしっかり検討していく必要がある。

・視覚障害者の避難について、個別避難計画があり、以前は避難行動要支援者名簿、これが令和3年5月に災害対策基本法が改正されて、避難計画作成が市町村の努力義務となった。今この個別避難計画の作成も順次各市町村で行っているところ。実際に視覚

障がい者、聴覚障がい者が個別避難計画を作成する上でも優先度の高い方だと認識している。県としても、11月下旬に個別支援計画の研修会を市町村に向けて行うので、今いただいたご意見を優先的に進めて欲しいと市町村に伝えたい。

○災害ケースマネジメントのアウトリーチをして、マネジメント、アセスメントをとる際、支援を受ける際に障害種によってどういう状況なのか、どういう情報を欲しいのかを理解できるようにコミュニケーション手段を対応する人が理解をした上で行うと効果が上がる。個別計画として事前に分かっているけれども、実際、被災後に聞き取りをする際に、そういうことが薄れてしまうことがないようにして欲しい。

⇒【災害対策課】

・実際にアウトリーチに関する研修も行っていくが、障害種別に応じた聞き方、アプローチの仕方というのは変わってくると思う。ケースに応じてアウトリーチが行われるよう、研修を通して、人材育成を図っていきたい。

②障がい児者施設危機対応強化支援事業について

【主な意見等】

○第1回のネットワーク会議に参加させてもらった。身体障がい者福祉協会の方でも毎年訓練を実施しているので、ネットワークがダブってしまうのではないかという意見もあった。そうしたところも検討していただきたい。

⇒【自立支援協議会長】

・自立支援協議会での災害対応に関する検討の場については、今後も皆様からの御意見を頂戴しながら検討していきたい。